

第3回議会基本条例策定特別委員会 議事録

特別委員会委員

委員 長 松 野 豊、 副委員長 藤 井 俊 行
委員 酒 井 睦 夫、 委員 戸 部 源 房
" 田 中 美恵子、 " 乾 紳一郎
" 高 橋 ミツ子、 " 伊 藤 實
" 田 中 人 実

欠 席 委 員 な し

委 員 外 議 員 馬場 征興 議長

傍 聴 議 員 堀 勇一 議員、 関口 和恵 議員

協 議 事 項

- 第1 専門的知見の活用について
- 第2 議会シンポジウム(案)について
- 第3 市民との意見交換会について
- 第4 その他

開会 午後 1時36分

(松野豊委員長) ただいまより第3回議会基本条例策定特別委員会を開催します。

本日の出席を御報告します。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

まず、冒頭にお手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、議会基本条例策定特別委員会次第書がA4、1枚、それから協議事項(1)に関する別紙 ということ、専門的知見の活用に関する調査機関の選定についてというA4の2枚でホチキスどめされているもの、それから協議事項(3)に関する別紙、報告会地区割表(案)ということ、A4、1枚、若干これ訂正がございます。先に訂正もあわせて申し上げます。別紙の 南部、東部のところに酒井議員が入っておりますが、済みません、間違いでございまして、北部、中部のほうに酒井議員が入ります。よって、下の地区の合計数字、11名、6名、17名、3名とありますが、ここも訂正で、11名のところが12名になって、6名のところが5名になって、17名のところが16名になって、3名のところが4名になるということで、合計の数字は変わりませんが、この変更をあわせてお願いいたします。それから、盛り込みたい項目ということで、A3の全部で4枚とじてある資料、右上に と入っているものです。

以上、今日配付している資料は今後具体的に条項内容を議論する際の基本資料となりますので、左側に事務局のほうであらかじめパンチで穴をあけていただいておりますので、皆さん本日御持参いただいておりますが、特別委員会用のファイルを前回用意しておりますので、このファイルにとじておいていただければというふうに思います。

それから、もう1枚、日本共産党さんから申し入れが出ておりますので、A4、1枚で議会基本条例特別委員会における専門的知見活用に関する申し入れということで、馬場議長と私あてに会派の代表ということで、高野議員のお名前で申入書をいただいておりますので、これも後ほど次第に沿って議論、協議をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それと、皆さんにあらかじめ郵送で第1回目の議事録と第1回目の議事録の概要版、既にインターネット上では、ウェブ上ではアップされて、どなたでも見れるようになっていますが、第1回の委員会の議事録、概要版と、それから第2回の議会基本条例特別委員会の議事録、これはフル、概要版となっていますが、要するに削らずに全部、要点まとめずというのも変ですが、そのまま全部議事録を打ち出したものを郵送で送らせていただきました。と申しますのは、当初この特別委員会が発足した当時は、毎回この議事録を読み返しながらかの会議の振り返りをして、それから協議をしていこうという

ことで決めておりましたが、せんだって事前に正副委員長で事前打ち合わせをしたときに、この議事録を読んでみたら、議事録を読むだけで1時間ぐらい時間がかかってしまったので、貴重なこの特別委員会の時間を議事録を読むだけで1時間消費するのはもったいないということで、事前に委員の皆さんには郵送させていただきました。既にごらんいただいているかと思いますが、今日この内容についてももしこんなこと発言していないよとかちょっと意味合いが違うんだけどということがあれば御指摘をいただきたいと思います。特に問題がなければ、ここで御了承いただければ、もう今日の時点で御了承いただいたということで、早速ウェブサイトの方には概要版をアップして、市民の方どなたでもごらんいただけるようにしていきたいと思いますが、これはよろしいですか。特に問題ございませんか、議事録の内容。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長) では、御了承いただいたということで、こちらを概要版として早速ウェブサイトへアップする手順を今日付でしたいと思います。二、三日時間をいただくことになるかと思いますが、よろしくをお願いします。

協議事項1について

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、(1) 専門的知見の活用について、別紙 参照ということで、既に別紙 は4月25日に開催しました議会運営委員会終了後に特別委員の皆さんにお渡しをさせていただいております。と申しますのは、第2回の特別委員会の中で専門的知見の御提案をさせていただいたわけですが、そのときの正副委員長の提案としては、いろいろ探してみたのですが、早稲田のマニフェスト研究所が一番ベストですし、そのほかにこの議会基本条例策定について、正副委員長が探した限りでは、ほかのコンサルとかいろいろありましたけれども、ここがいいというところがちょっとなかったものですから、マニフェスト研究所かなということで御提示をさせていただいたのですが、口頭ではなく文書にて、なぜマニフェスト研究所なのかということをもとめて御提出をいただきたいという委員の方からの御意見がございましたので、文書にしました。事務局にちょっと協力をいただいて文書にしたものです。これは、既に4月25日に皆さんにお配りをさせていただいておりますけれども、ちょっと大見出しだけ確認のため読ませていただきます。専門的知見の活用に関する調査機関の選定について。特別委員会で承認された知見の活用についてということで、ちょっと細かいところは割愛しますが、これはこんな議論がありましたというところをまとめています。それから、特別委員会の議論を踏まえて求める専門機関とはということで、特別委員会の条例制定までのスケジュー

ールに沿って先進事例の情報収集、情報提供、情報発信、情報整理や講師派遣について、当議会からの会議開催、打ち合わせ開催の出席要請に迅速かつ柔軟に対応できる機関が望まれるだろうというふうに考えましたということです。それから、専門的知見の検索の結果、我々が専門的知見を活用するに当たり重要視している上記内容については、いわゆるシンクタンクがその知見を有していると思われるが、一般的にシンクタンクは、国レベルの政策立案や単発な講師派遣業務、統計調査等には精通するが、地方自治体の条例制定などに専門的または継続的にかかわる機関ではない。それから、先進事例では、地元であり、市との特別なつながりのある大学教授が支援している例が多いと。例えば栗山町であれば北海学園の神原教授、三重県であれば、済みません、今現在の大学をちょっと忘れましたが、大森先生、それから教授は本来の職務が多忙であり、我々のスケジュールに合わせるというより教授のスケジュールに合わせた特別委員会のスケジュール調整が必要となり、フットワーク面からも特別委員会の進捗に合わせた知見の活用ができるのか多くの不安があると。それから、本年2月制定という最新事例の神奈川県議会基本条例において、条文整理や法解釈、情報収集などの調査を受託し、ほかに議会基本条例が制定された自治体、また制定中の自治体に現在かかわっている実績を有する早稲田大学マニフェスト研究所の調査結果を別紙に列記すると。これが正副委員長で事前にいろいろ研究した結果の背景といえますか、1枚目がまとめたものです。2枚目は、早稲田大学マニフェスト研究所の主な概要を記してございます。ということです。

そこで、ここにかかわることなので、共産党さんのほうから専門的知見の活用に関する申し入れというのをいただいておりますので、この御説明というか、御意見を乾委員のほうからお願いします。

(乾紳一郎委員) 今回文書で出したというのは、それ以前に今日の会議の前に私たちとして意見を述べておく必要があるだろうということで、予算にもかかかっていましたので、文書で申し入れをしました。前回の第2回の特別委員会でも、私のほうで、この専門的知見については、委員長が提案したことについて契約のあり方の問題では質疑をしました。それだけではなくて、持ち帰って判断を検討したいということで私のほうとしても話したところで、それで持ち帰って検討したのです。その中で共産党の議員団として議論した中身というのは、専門的知見の活用が今回は業務委託という形に具体的にはなっている。コンサルの一つだと思うのです。早稲田大学の研究所であってもコンサルの一つであるので、こういう形でいいのだろうか、専門的知見の活用というのはコンサルの委託なのだろうかという議論になりました。それで、専門的知見の内容について、前回の議論の中でも

委員長の提案が専門機関ということで話が出たので、そこに立ち戻って議論する必要があるのではないかということで1つはありました。同時に、このことが補正予算の締め切りともかかわって予算要望するというふうな議論が出たので、この間の議会としての予算要望については、このプロジェクトもそうですけれども、ほかのことについても各党、会派で確認しながら予算要望してきている経過があるので、だからこれについてもちょっとよくないのではないかということで意見を述べたわけです。ここにも書いてありますように、2つの項目で書いてありますように、6月補正の予算要望については、これまでの経過も踏まえ、各党、各会派の合意、確認のもとで行うこと、それから2点目として、専門的知見の活用については、特定の研究機関等への業務委託というやり方でいいのか疑問があると。どのような専門的知見の活用方法がふさわしいのか十分な論議を行って具体化を進めることということで、この時点で申し入れを行いました。

それで、私も前回の会議のときにその辺をきちんと踏まえて発言していればよかったのですけれども、委員長の提案が出てきて、そのベースで話をしたものだから、こういう形になって申しわけないのだけれども、私たちとしては、専門的知見の活用ということで、どういう人に意見を聞くかによってかなり影響されてきますので、私たちとしては、私たちが推薦する人もその中に加わるような……私のイメージとしてあるのは、国会で法律審議をするときに参考人質疑というのが行われますよね。参考人質疑というのは、各党、会派から専門家が推薦をされて、それでやられているわけですが、そんなイメージで、僕は早稲田のマニフェスト研究会であっていいと思いますし、私たちが推薦をするような人であっていいと思うのですけれども、そういう形で専門的知見の活用というのができないだろうかというのが今の私たちの到達点です。

それで、具体的な提案ではないのですが、そこまで幾らとか、そういうことではないのですが、私たちとしては、先ほどの議運でも少しお話ししましたけれども、「市町村議会の常識」という新しい本、新刊なのですから、この本の中で、議会改革の問題の一つとして議会基本条例についてかなり研究をしている、前の全国市長会、市議会議長会事務局の調査広報部長をやっていた方、この方が今も、自治体問題研究所という研究機関がありますけれども、その場所で講演などをしているので、こうした人の意見も聞きたいと、そういう内容で、候補にするというか、確保できるような形でやっていくのがいいのではないかということで今考えているところなのです。前回のところからちょっと戻るような感じになりますけれども、私も会派の代表として来て、会派でも議論をしていますので、その辺をこの場でも議論していただきたいなということです。

(松野豊委員長) ありがとうございます。議論、協議、皆さんとしていけばいいと思うのですが、ゴールデンウィーク前にも高野代表とも直接お話しさせていただきましたし、先ほど乾委員ともお話しさせていただいたのですが、若干誤解も含めてあるかなという気もするので、そこは1個ずつ整理していきたいと思うのですが、まず申入書にある1番、6月補正の予算要望については、これまでの経過も踏まえ、各党、各会派の合意、確認のもとで行うことというふうにいただいているのですが、もちろん補正の申請はもう既に上げました。ただ、これは別に早稲田大学マニフェスト研究所ありきで上げているわけではなくて、専門的知見を特別委員会として使用するという点については、どこを使うかはまだ合意は皆さんに諮っていませんけれども、専門的知見を使って議会基本条例を我々主導でつくっていきましょうということについては第1回の会議で合意を得ていましたので、専門的知見を使うということでの特別委員会、新たにこの議会基本条例策定特別委員会ができたので、この特別委員会を運営していくための議事録作成費であったり、視察もまだ行くかどうかわかりませんが、施設の経費であったり、専門的知見を活用するための予算としては補正を上げました。これはなぜ上げたかという点、庁内のルールで、あくまでも庁内の事情という点、要するに6月に議案として上げなければいけないので、庁内の締め切り、補正をもし上げるのであればいつまでに上げてくださいよというルールがあったものですから、4月23日までという庁内ルールがあったものですから、その中で大枠で上げました。直前に上げて6月議会に乗せるということができなかった点、これは事務局と議長と相談の上、大枠でこれぐらいの補正、特別委員会が新たにできたわけですから、特別委員会予算として上げなくてはならなかったという事情がありました。そこは御理解をいただければと思います。これについてはよろしいですか。1個ずつやっていきたいのですけれども。

(田中人実委員) では、その補正予算は議会費の中で盛り込んで、一般会計補正予算で執行部提案なのですね。当初のように議員提案でのやり方ではないのですか。

(事務局) 今回の予算は、一般会計の補正予算ということで、6月議会で議案として上がってまいります。

(田中人実委員) それで、それ前提で共産党さんにちょっと御質問なのですが、1点目、6月補正の予算要望については、これまでの経過も踏まえ、各党、各会派の合意、確認のもとで行うとあるのですが、各党、会派の合意、確認はどこでやるのですか。代表者会議あるいはこの特別委員会、それで合意といっても、執行部提案で補正予算出てくるわけですから、それ議決するわけですね。議決の前に合意という意味が理屈上ちょっとわ

からないので、詳しく説明してほしいのですが。

(乾紳一郎委員) 執行部提案で予算は出てくるのですが、平成20年度の予算編成に当たっては、かなり議会での議論をしようということで、やりましたよね。やった経過ありますよね。そういう中で、例えば今回のプロジェクトの問題なんかについても予算要望されてきた経過があるというふうに思っています。それが今まで代表者会議の中で少なくとも報告まではされていた。予算要望をする場合には、こういう形で予算要望を入れましたのでということで、報告まではされていたと思うのですけれども、今回については代表者会議でもそういう話にならなかったみたいですので、ではこの委員会で決まったのかというと、私は決まっていなと思っていますのですよ、持ち帰ると言ったから。その部分についてはね。ただ、締め切りが23日までだよというのは知っていました。でも、ちょっとそういう形で動くのは余りよくないのではないかなということで、専門的知見というのは、新たな議題というか、テーマになってくるので、やっぱり委員会なり代表者会議なりのところでそういう予算が組まれるのかということは一応議論しなくてはいけないということで、ここで申し入れに書いたわけです。

(松野豊委員長) 済みません。僕あてというか、議長と僕あてになっていますけれども、今のは、私が委員長ですから、私に対する御指摘だと思うので、お答えします。お答えというか、もうちょっとやりとりしたいのですけれども、僕は単に、冒頭にも申し上げたように、ボタンのかけ違いというか、誤解から生じているように思えてならないのですけれども、申し入れの1番の項目についてですけれども、1つは、これは皆さんも含めて要議論だと思うのですけれども、特別委員会ができた時点で当然特別委員会に係る予算というのが発生、議事録であったりとか、視察に行く、行かないは皆さんでももちろん議論して決めていくのですけれども、特別委員会ができた以上、そこで活動していく以上、そこに係るお金というのは発生するわけですから、特別委員会が全会一致で了承された時点でそこは概ね合意形成がとれたという解釈なのです、私自身としては。

それから、もう一つ、どこに発注するかは別として、専門的知見を使うという前提で補正予算の積算をしていくときに込めたというのは、第1回のそれこそウェブ上にもアップされていますけれども、議会基本条例策定特別委員会の議事録の概要版の3ページに乾委員の発言があるのですが、お持ちでしょうか、皆さん。一応画面でも出しますが、第1回の概要版の3ページのところの乾委員の御発言で、概要版になっているので、もしかしたらこれ以外のところの御発言もあったかもしれないので、それは後でちょっと確かめなれないといけないのですが、ちょうど真ん中ぐらいなのですから、まだまだ他市の事例は

少ないため、専門機関として条文化されたものを事例とし、その条文制定までに至った経緯や議論内容を含めて情報収集、提供のできる専門的知見を活用することには賛成するというふうに乾委員も御発言いただいているのですよ。ただ、これは概要版なので、もしかしたらその前後で、先ほど申されていたように、会派に持ち帰るというお話があったのかもしれないのですけれども、一応専門的知見の活用については活用するということを了承いただいたというふうにこの時点では判断したので、要するに予算としては、庁内の締め切りの関係もあったので、出しましたということなのです。だから、何がまずかったのがちょっと本質がわからないというか、要するに共産党さんがおっしゃっている意図がわからないというか.....

（乾紳一郎委員） さっきも言いましたけれども、専門的知見の活用がコンサルへの委託でいいのかということなのです。私たちも専門的知見の活用については否定していません。それは必要だろうということではあるのですけれども、それがこの前の特別委員会の中ではコンサルへの委託という形で積算が出てきて、八十数万という金額が出てきたので、専門的知見の活用には合意しているけれども、その積算の根拠になったことについては、前回の会議のときにも言ったように、持ち帰って検討すべき内容だということでお話ししているのです。前回のときに、視察の問題で、視察については、これまでの特別委員会も設置したときに視察については予算をつけてきたから、行く、行かないの問題はともかくとして、予算をつけることには賛成だよと僕は言いましたよね。視察については、そういうふうな考えだったのです。ただ、専門的知見の活用については、その内容も含めてまだわからないところがあるから、はっきり私たちとしても態度を示せないところがあるから、その辺については持ち帰って検討したいというのがその時点の考えなのです。だから、1回目に専門的知見の活用についてはいいですよ、やりましょうというのと矛盾はしていません。そこは理解してください。ただ、これ自身は結果としては間に合わない時点での申し入れなので、今後という意味で予算要望については確認してやっていただきたいということです。専門的知見の活用についてちょっと皆さんの御意見も出していただきたいと思います。

（田中人実委員） 特に今1番目については今後の問題ということなのですが、各党、各会派の合意をどこでやるかと。このことについては、代表者会議でこのような形で議運で予算要望しますという報告はありました。代表者会議と特別委員会の位置づけの関係の問題なのですけれども、あえて特別委員会が設置されましたので、この予算等についてはやはりこの特別委員会の中で合意を図るのが筋だと。それを代表者会議に報告すると、そ

れでいいと思うのです。ですから、この1項目めの指摘というのは、日付的に大分前のことだということではありますけれども、なかなか理解できないということだけ申し上げて、2点目については、専門的知見についてはいろいろ御意見あるのしょうから、これから議論しても構わないと思います。

(松野豊委員長) では、1番については確かに乾委員のおっしゃることもわかります。もう一度やるとすればという前向きな振り返りで言えば、4月23日が庁内の締め切りということは、今回は直前に知ったのですけれども、調べようと思えばわかったわけですよ、もっと早く。でしたら、例えば4月3日に第1回の会合を行っているわけですけれども、その3日の時点では、現実には僕は4月23日庁内の締め切りというのは知らなかったのですけれども、3日の時点でもしわかっていたら、皆さんに、23日までに庁内の締め切りが来るから、次の4月17日の第2回までに会派内で話し合いをして協議しておいてくださいとやればよかった話で、前向きに振り返るといふか、もう一回やるとしたらで振り返れば、それは確かに、後からだからわかることなのですから、できたかなと思うので、以後はちょっと気をつけたいということと、もう一つは、これちょっと構造的な問題があって、これは我々ではどうしようもない自治法上の話なので、国で改正してもらえないような気がしているのですが、結局二元代表制と現状の今の執行部の予算編成のあり方との制度的な限界が来ているのだと思います。つまり、予算編成権は今執行部にあって、議会にはないわけですから、その前提の中で、そうはいつでも議会の事業ですから、それは昨年の秋に議会費を皆さんで議論したのも含めて、今後特別委員会どういふふうに取り組んでいこうか、幾らぐらいお金がかかるだろうかといふのは我々で議論して、執行部に要するに予算編成をお願いするしかない制度的な限界があるなといふのも今回やってみて感じたことではあるので、これは今後の課題にさせてもらいたいなといふふうに思います。ということでよろしいでしょうか、1番については。

(乾紳一郎委員) さっき田中さんのほうからも、別に代表者会議でなくて特別委員会の中で確認すればいいのではないかと。私もそう思いますので、それは委員会なり含めて、議会の予算ですので、合意をとっていくといふか、確認していくといふことでやっていただきたいと思います。

(松野豊委員長) では、1番についてはよろしいでしょうか。

2番の申し入れの件ですが、専門的知見の活用について、特定の研究機関等への業務委託というやり方でいいのか疑問があると。どのような専門的知見の活用方法がふさわしいのか十分な議論を行って具体化を進めることと。これもちょっと皆さんと議論していき

たいのですが、冒頭に皆さんにお伝えしておきたいことが1点ございまして、通常執行部が、専門的知見というか、いわゆる学識経験者なりコンサルをお願いするときは、大体相場としてこれぐらいお金がかかるだろうなというものを当初予算なり、これが当初予算ではなくて補正で入るときもありますけれども、当初予算に組み込んでおいて、それを議会に合意を図って通して、議会で可決されれば、その当初予算で大体こんなものだろうという金額を出したものに基づいて、その金額に基づいて入札をするのですけれども、今回自治法の改正で、自治法の第100条の第2項で出す、議会が発注をする専門的知見の活用については、これ市議会議長会にも前もって法制担当に問い合わせをしているのですが、議案の上げ方がちょっと執行部の上げるプロセスと違って、議員発議になるわけですが、議案の上げ方が自治法の第100条の第2項に基づいて、例えば早稲田大学マニフェスト研究所に専門的知見の活用をお願いするとか、あるいはどこどこ大学、あるいは先ほど乾委員から御提案のあった自治体問題研究所のだれだれさんにと、自治体問題研究所に委託をするとか、専門的知見の活用を依頼するとか、その具体名を入れて議案として出さなければいけないという制度上の問題があるのです。なので、これは必ずしも早稲田大学マニフェスト研究所でなくても、そこは皆さんと議論でいいと思うのですが、いずれにしても1つに絞って、この特別委員会の中で議論をして、どこが一番ベストかということを議論した上で議案には具体的な固有名詞を挙げないといけないということになっているのです。なので、入札という形をとれないと。これ法制度上の問題なのですけれども、市議会議長会に確認したところ、そういうことだったので、皆さんでもちろんいろんなところを選定しながら、議論しながら、最終的には1つに絞り込まないと6月議会で議案として上げられないということになります。とりあえず前もって自治法上の御説明をしましたが、何かこの専門的知見について御意見があれば。

(藤井俊行副委員長) 少し誤解している部分というのものもあるかと思うのですが、私がこの特別委員会で余り発言をしないというのも、正副委員長、それと正副議長、事務局の方たちとの事前打ち合わせというのをやっております。通常ですと、会期前に1時間前とか30分前に来て行っているのが本来なのですが、この議会基本条例ですとか議会運営委員会等につきましては、別の日付をつくりまして、2時間の会議に対して3時間の事前打ち合わせ等を行ったり等してしまっていて、非常に盛りだくさんの資料を見ながら研究をして発言していると。今回の早稲田大学マニフェスト研究所についても、ほかのシンクタンクだったらどうなの、大学教授だったらどうなのというのを委員長のほうにもぶつけたり、あるいは事務局とも議論を重ねた中で、何とか一つの例として、どこができるのかなとい

うのを盛り込んできた。ある程度正副議長、正副委員長のほうも一任を受けながら、そして皆さんのほうに御提示して議論をしていただくという、そういう流れで来ていると思うのです。これがすべて決定ではなくて、これから議会最終日に向けてどういう議案にしていくかというのはこれからの議論の中でまた決めていけばいいことであって、とりあえず一步前進してきたということで御理解をしていただきながらやっていただければいいのかなと。ただ早稲田大学マニフェスト研究所ありきで事前打ち合わせの中で決まってきた経緯ではなくて、どういう部分があったのかということも研究をした。ただ、専門的知見ということで、地方議会、問題点の中でも書いてありますが、取り上げているシンクタンク等、余りそういう部分がなかったということが実際でした。

以上です。

(戸部源房委員) 議会基本条例特別委員会が成立して、目標としては1年ということですよ。そういう中で、流山市らしい議会基本条例をつくらなければいけない、こういう時間的な制約等もあるわけですよ。そういう中で、できれば期間をかけて、じっくり我々自身でつくるとというのが理想的でしょうけれども、そういう制約があるために、議長、副議長を含めていろいろ検討した結果、早稲田大学がいいだろうと。私はそれに賛成なのです。それにプラス、これだけではないわけですよ。いろいろやっても、法的な知識とか、そういうものがなければちゃんとした条例にはならないと。これを一々聞いていたのではどうしようもないというような状況もあるので、いいだろうと。それにプラス、これだけではなくて、例えば視察に行ったり、あるいはこの講師を呼んで参考にしたいということもこれからあると思うので、そういうものを加えてやっていったらいいのではないかなと、そういうふうに思います。限られた期間、法的な問題、それから予算の問題も含めて、私はこれがベストだろうというふうに思います。

(酒井睦夫委員) 前回のこの会議のときに早稲田大学マニフェスト研究所という名前が初めて出て、私もそうなのですけれども、ほとんどの人は、テレビとかいろんなことでこのマニフェスト研究所が議会改革の指導的な立場でやっているのを知っていましたので、いいところだなと。今の戸部さんもそうなのですけれども、そういう認識だったのですよ。あのときの乾さんの発言は、それを否定する発言ではなかったのですよ。ただ、議会として随契ではだめだと。競争入札とか、そういうことをずっと言っている立場上、これだけ随契というのはまずいのではないかという問題提起だったので、それはそれが正論だなと。ほかにいいところあるとも思えないけれどもという、そういう位置づけだったのです。ところが、今日これ見たら、えらい強い口調で、もう真っ向から何か問題がある

というような2番の文章になっているので、乾さんのこの間の発言とはちょっと違う内容になっているのです。だから、逆に言うと、早稲田大学マニフェスト研究所のほかにもっといい候補の研究所があるということであれば、随契ではなくて、比較検討すればいいわけですから、さっき言われた自治体問題研究所、僕らが知らないだけで、すごくいいところかもわかりませんから、そういう提案をしていただければいいと思います。どっちがいいかというのを比較すればいいわけですから。乾さんのほうにちょっとお聞きしたいのは、早稲田大学マニフェスト研究所に匹敵する競争力のあるシンクタンク足り得るのかどうか、それであれば出していただいたらいいのではないかと、金額も含めて。というふうに私は思います。

（乾紳一郎委員） 前回具体的に出了ので、その場で議論したわけです。だから、早稲田大学のマニフェスト研究所に対しても、口頭で少しありましたけれども、私たちとしてそれを確認するとかということではできなかったのです。だから、私もそういう議論の中でその点については触れられませんでした。随意契約という問題だけで議論をしました。ただ、随意契約の問題も含めて、どこの団体にやるというのは議員発議で出てくるわけですよ。そういう意味で持ち帰って検討させてほしいというふうに述べたことはさっきもお話ししたとおりです。

それで、一番最初の話になるのですけれども、コンサルに委託するということではなくて、議員でできないのかという議論なのですよね。情報や何かは収集するにしても、議員で議論して組めないのかという議論だったということで、一般的には、コンサルに委託するというと、そこでコンサルが中心になってやりますよね。行政なんかでもそうです。だから、議会でもコンサルに委託することについて批判的な見解もあるので、その辺委員長は違うというふうなことで、そこは誤解があると今言っているわけですが、そこから議論が出発をして、では専門的知見として、私たちが提案できるとしたらどういうものがあるだろうということ考えたのです。自治体問題研究所自体は、研究機関としてそこでやっているというよりも、研究員の集まりですから、その中で加藤さんという方は全国市議会議長会の中で議会改革の問題もやってきた人なので、その人の意見も参考に聞けるような、そこで公平性を担保していくようなことがいいのではないかとということで、今日さっきもその話をしたわけです。マニフェスト研究所について言えば、今の地方分権の問題で私たちと考え方が違うのですよ、そこは。いわゆる構造改革の問題をめぐってもそうですけれども、そういう考え方の違いというがあるので、ほかの角度からも専門的知見が集められるなら、そういう形をとってほしいということなのです。執行機関ならこ

の考え方でやっていこうということができると思うのですけれども、ここはそれぞれ考え方の違う議会の委員会なので、そういうことも踏まえてやってほしいと。だから、さっき言ったように、国会の参考人質疑のような形がいいのではないかとということで、最初に言ったのはそういうことなのです。

（戸部源房委員） 今まで行政でも我々は丸投げだと。何でも丸投げして、自分たちは全然考えないでそれを発表するだけということを随分批判してきた面はありますよね。ただし、今回の議会基本条例というのは、我々が研究してこれから運営していくのですから、我々が主体にならなければいけない。ただし、1年間というような問題がありますよね。それから、法的な問題もございますよね。それで、実際問題こういうことを専門的にやっている、経験もある、そういう人たちの意見を聞きながら、その期間内で流山市らしい自分たちが議論した上でのそれをつくり上げていかなければいけないと。そういう条件があるのではないかなと。聞くところによると、そういう研究会というのは非常に少ないということで、私は議長、副議長が言うような提案をベストではないかなと。それから、先ほど乾さんが言われたように、視察、それからいろいろ参考意見を聞く場合、これをつくり上げるときに、これはあらゆる角度から見てやっていかなければいけないのだから、この指とまれということでやっていくわけではなく議論を尽くしてやるのだから、そういう意味では、乾さんが推薦するような人、もちろん議会ですずっとやってきた人だったらよくわかっているはずだから、そういう人の参考意見を招致して聞くのもいいのではないかと。そういうふうに分けて、そういうふうに考えてやっていただければいいのではないかなと、そういうふうに思います。

（高橋ミツ子委員） 専門的知見については、私も必要だという立場で、問題はないというふうに発言してまいりました。特に今戸部さんが言う期間というよりも、この議会基本条例は、この特別委員会でいろいろ意見を述べ合って流山らしいものをつくり上げていくのだというのが基本であって、でも議論はいっぱいして、いいものというか、流山らしいものをつくり上げようという中で、やはりどうしても法律、法令というか、そういう条文整理、法解釈との関係とか、自治基本条例もそうですけれども、上位法との関係、憲法との関係とか、そういうのをきちんと整理しないといけないというところで知見が必要なわけですね。そういうところからして、たまたま委員長を含めいろいろ調べた結果、早稲田大学のマニフェスト研究所がいいと。それで、つい最近では神奈川のも作成して参考となるという立場で提案してきているのだというふうに思うのですよ。私もちょっと監査やったりした中で、随契だとか当たり前のような入札制度、丸投げとか、そういうのはコンサ

ルタント流山もいっぱい使っていますよ。それは、やっぱり注意して、私たちも指摘はしている側なのだから、十分注意や配慮をしながら、この議会基本条例の策定の流れの中で、もし今乾さんの提案あった方が、私も後でまた読ませてもらいますけれども、そういう提案があるならば、一時預かって、これは最終的に6月、7月ぐらいからということだったけれども、予算がついてからでしょうけれども、長い期間お世話になって御指導いただくというか、正しい条文整理をしていくわけだから、いろんな意味でまた視野に入れて検討していくように皆さんでしていけばいいのではないのでしょうか、今初めて共産党さんのほうからこういう提案があったわけだから。そのように考えます。

(藤井俊行委員) 乾さんから先ほどからちょっと発言がある中で、コンサルタントというような形で、その辺はやはり僕も誤解だと思うのです。ただ単に大学の教授が来てやるというのであれば、コーディネート等をしながら自分の思いの方向に行くような形になってしまうのかもしれないのですが、今回早稲田大学マニフェスト研究所につきましては、もう少し若手の研究員の方たちが事務局のかわりも務められるような形、我々のほうで資料が欲しいと言えば、そういった地方議会の全国のアンテナを張り巡らせた、そういうところから資料を集めてくれる、今この議会基本条例や、あるいは議会運営委員会と特別委員会が積極的に行っていく、ほかの常任委員会でも今までになく活発な活動を議員がやっている、事務局に対する負担というのが非常に高いと思うのです。多分昨年、一昨年以上の動きを事務局がやっていると思います。今日の午前中の議会でも委員長のほうから資料を調べておいてというのを事務局のほうに流していましたが、今後この早稲田大学マニフェスト研究所等と契約ができるようであれば、そういった資料集めもそういうところではできないのではないかと。事務局の方たちの業務を議会を中心にした仕事に専念していただくような形もとれるのではないかと私のほうでは感じています。それと、先ほど乾さんが言っていた方たちを講師で招きたいということも、今のままですと、事務局にお願いして、事務局のほうで手配をして、交渉して日程を調整するというのもしなければならぬと思うのですが、そういった企画等についても早稲田大学マニフェスト研究所のほうに相談をしてやっていただくということも可能だと思います。そうすることによってさらに一歩二歩前進していくのかなと。我々は、議論を重ねていけるのではないかとということで、丸投げ、コンサルの言うことを聞くということとはもう全然違う認識だと僕は感じております。

以上です。

(田中人実委員) 同じような意見なのですが、前の会議でも言ったと思うのですが、

要するにマニフェスト研究所の方には事務局に徹してほしいと。先ほど乾さんから政治的スタンスという話がちょっと出ましたけれども、いろんなとらえ方があるので、流山市の議会基本条例は自ら考えてつくる、それが基本ですよね。そうであるのだけれども、スケジューリング的な問題という前提で前お話ししたと思います。それで、分権時代に入って、執行部も変わらなければいけない、議会も変わらなければいけないということで、何をどう変えていくのか、皆さんもそうだと思うのですが、自問自答しながら議員、議会は今やっているわけですよ。だから、その中の議論で恐らく一つの条項を決めるのだから各委員の意見は相当食い違ってくると思います。でも、それを乗り越えてやらないといけないうわけで、そういう中身の濃い議論をしていくには、やはりコンサルの力をかりないと効率よくできないと。中身は、丸投げということでは実態は全然ありませんので。

(松野豊委員長) ちょっと誤解があるかなという気がしていて、何度も繰り返しますが、先ほどのコンサルの話も、実は4月25日にこれをお出しいただいて、ゴールデンウィーク前、26日か27日だったような記憶がありますが、たまたま乾委員がちょっと連絡つかなくて、議会に来ていたら、高野代表がいらっしやっていたので、高野代表ともそのコンサルの件についてはお話をし、それは誤解だと。要するに丸投げするのではなくて、あくまでもサポート的なスタッフとして専門的知見の活用をするのだということなので、例えば今乾委員から御提案いただいている自治体問題研究所の加藤さんもぜひお話は伺いたいと思いますし、皆さんに御承りいただけるようであれば、この1年間のスケジューリングのどこに入れるかというのがありますけれども、これは専門的知見の活用の財布の出し方というか、予算の出し方とは別で、例えば特別委員会の中の予算、これはちょっとややこしいのですけれども、6月議会で我々が補正予算を了承しないと通らないわけですが、その予算申請しているものが通れば、その中のやりくりで、5万円が妥当なのか、10万円が妥当なのか、ちょっと金額は置いておいたとして、いわゆる講師的な形で、議員研修の講師的な形で加藤先生をお呼びして、別の角度から御意見をいただくということも可能だと思うのです。専門的知見の活用は、あくまでもサポートスタッフで、あくまでも主体は私たち、我々特別委員がもちろん勉強もしながらやっていくのですが、限界もあるので、正副委員長と事務局でいろいろ調べた結果、マニフェスト研究所がよりベターなのではないかということで、皆さんに御提示を前回したという経緯があります。スタンスの問題も出ましたけれども、例えば北川先生に直接頼むということではなくて、あくまでも早稲田大学のマニフェスト研究所にお願いをするので、そのスタンス、政治的スタンス云々というのは余り問題ではないかなという気がしているのですけれども、しか

もかつサポートスタッフなので、そこはいろんな情報、国内の議会基本条例だったり、あるいは飯田市のように議会が主導して自治基本条例をつくった事例とか、そういう事例を我々が調べた限りは、国内のそういう研究所とかシンクタンクと言われるところでは、この早稲田大学のマニフェスト研究所が一番情報持っているだろうというふうに判断をしたので、それだけ情報量もあるので、逆にその条項をつくっていく中でマニフェスト研究所のスタッフが思想とかスタンスのところまで入り込んで指導するという事はないと。僕は研究員ではないので、ないと言い切れませんが、ないと予想されるというか、ほぼないと思います。全然フラットな状態で、そのスタンスについては、スタンスは僕らが議論して決める話であって、というところで御理解をいただけたらなと思いますが、今日の会議でいろいろ議論した結果、早稲田大学マニフェスト研究所でいいのではないかという結論が得られれば、このまま6月議会に議案として提示できるのですけれども、もうちょっと検討したいということであれば、次回、実は予定では6月24日以降に第4回のこの特別委員会をやると思っていますが、もし今日この一定の結論が得られないようであれば、6月議会が始まる前にもう一度特別委員会をしないと、専門的知見の活用が6月の議案に上げられませんので、その辺をどうするかということなのです。

(伊藤実委員) 皆さんいろいろ御意見が出ておりますけれども、トータルで考えれば、先ほど共産党さんから出ている2項目についても、やっぱりそれは懸念される面もあるかもしれませんが。でも、皆さん委員が自覚して流山市の議会基本条例を独自性を持ってつくるのだということが確認されていけば、この原案で構わないと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(乾紳一郎委員) 私たちの問題意識を議論していただいたので、こういう意見が出ていたよということを踏まえて、それは再度文書も出していますので、こちらもしっかりと議論してからということで、ちょっと皆さんには申しわけないのですけれども、6月議会の前にもう一度委員会を開催していただきたい。それと、専門的知見の活用というのはこの議会基本条例の中身でもあるでしょう。試行的にやってみようというふうなことを委員長が言ったのだけれども、専門的知見の活用というのは一体何なのかということで、要するに今議会改革の中で出ている専門的知見の活用というのは一体具体的にはどういうものなのかということ踏まえた上で議論していないなということがあって、僕は例えばコーディネーターみたいな形もあるだろうと思うし、だから僕らはそういう対案もあるよということで話をしたのと、それと私自身としては、議会としては、一つの軸ではなくて、幾つかの軸で活用するのがいいのではないかなということをおもったので、今後専門的知見

の活用というのは増えていくと思いますけれども、やっぱりそもそも論も踏まえてやる必要があるのかなというふうに思います。

(松野豊委員長) おっしゃるとおりだと思います。1つは、平成18年の自治法改正で専門的知見ができるようになったと。その背景としては、要するに二元代表制のもとに、今までは、執行部はコンサルをお願いしたり、あるいは大学の教授に、ちゃんと予算をつけて、お金を払ってお願いするということが議会さえ通ればお願いできるということがあったのですが、議長というか、議会が機関としてそういう専門家に予算を取ってお願いするということができなかったのです。二元代表制なのにちょっとそれはおかしいのではないかという議論が地方制度調査会等々でありまして、自治法改正に至ったと。長年の議論の中で改正に至ったと。今までの事例も実はいろいろ調べてみたのですが、要するに今まで使ったのって余り前向きな活動で使った例がなくて、目黒区が専門的知見を活用しているのです、もう既に。ただ、これは政務調査費の問題が起きて、要はその政務調査費の調査をする委員会ができたのですが、そこに専門的知見を活用したとか、結構トラブルと一緒に専門家を活用しているという事例しかなくて、こちらで調べた限りは、前向きな理由というか、建設的に専門的知見の活用をするのは全国でも流山市が初めてになると思います。いろいろぎょうせいのガバナンスの編集長とかにも聞きましたし、全国市議会議長会にも問い合わせをしましたし、ネットでも調べてみましたが、3つか4つぐらいしかまだ専門的知見の活用をした自治体議会の事例がなくて、その調べた限りは、どちらかというところマイナス、何かトラブルが起こって、そのトラブルに対して専門的知見を活用しているという例しかなかったです。つまり、それだけまだ事例がないので、そういう意味では、実際に使ってみながら、走りながらというか、午前中行った議会運営委員会の一問一答方式もそうですけれども、いろいろトライ・アンド・エラーしながら自分たちで実感していくしかないのかなという気がしますので、専門的知見は一体何なのかという議論も今後の課題としつつ、そうはいつでも走りながら考えていけないといけないので、できれば6月議会で議案として、どこを選定するかは、またもう一度特別委員会を6月議会前に開催をさせていただくとして、議論していけたらいいのかなというふうに思います。

(戸部源房委員) 共産党さんから出された案件については、十分今議論したと思うのです。あとは、共産党さんが文書で出しましたから、当然ほかの党員にもお話しして、それで結果を委員長、副委員長に報告すると。その上に立って、当然この予算が通らなければ議会基本条例をつくるということ自体がおかしくなってしまうので、その前に特別委員会を開くかどうか、それを連絡してもらえばいいと思うのだけれども、乾さん、そういう

ことだよね。

(乾紳一郎委員) 確認したいのは、今回委員長が出されている早稲田大学のマニフェスト研究所についてはサポートに徹するということですね。自らの主義主張みたいなものは入れさせないということですね。それとあと、専門的知見はこれだけではないということで、私たちの提案、加藤さんの場合は、市議会議長会に長くいた人だから、かなり議会には詳しい人だと思うのですが、それも含めて、それも専門的知見の活用として検討していくということでもいいのですよね。

(松野豊委員長) 検討していくのですが、私がさっき申し上げたのは、自治体問題研究所の加藤さん、もちろん御本人に交渉してみないとわかりませんが、とりあえず議員研修会の講師とか、そういう形でいいのではないかなと思ったのです。というのは、専門的知見の活用にすると、先ほども申し上げたように、個別名を入れて、それは個人名である場合もあれば、機関名、研究所とか、それを入れて議員発議しないといけないのです、個別で。

(乾紳一郎委員) 要するに制度としての専門的知見というのはそういう形になるということですね。別にそういうことではないのです。専門家から意見を聞く、そういう意味で委員会の中で位置づけていただけるということですね。

(松野豊委員長) そうです。だから、委員会の中になるかどうかは要議論ですが、もし毎年やっている10月の議員研修会で講師として呼びましょと。手段の一つとしてですよ。例えば加藤さんをお呼びしましょとなった場合は、この特別委員会ではないかなという気がするのです、それを決めるのは、10月の議員研修会は、ほとんど同じメンバーですが、議運になるのかな。今までの経緯だと、議運か、その前だと、地方分権特別委員会で議員の講師こんな人がいいですねという議論があって、それを代表者会議に上げて議長が招聘するという手続をとっていたと思うのですが……

(高橋ミツ子委員) 共産党さんの申し入れによって今1時間過ぎていますが、次のステップに入る必要もあると思うことから、全会一致で専門的知見を必要としているというか、使うのだということはもう方向性で決まっていますよね。だから、専門的な知見を必要とするという、コンサルタント的にサポート的にやってもらう、それは条文だとかいろいろありますよね、サポートしてもらう部分というのが、それは、今早稲田と言っているけれども、彼が言うような方についてもまた別の意味で、講習、研修でもいいし、あるいはその中で御相談できる部分に努力して、一緒に研究所のほうと問い合わせして調整をするような努力を意見として聞き入れていく用意があれば、それで進めていかな

いとできないし、予算の関係ですけれども、予算もこの間のときに一応、17日ですか、皆さんで話し合ったときが10日締め切りの23日ということで、もうそこで市長のヒアリングになってしまうのだよというところで急いで予算をつけるように申し入れたのだと思うのですが、この辺も無駄にならないような使い方をすればいいので、もうこの辺で皆さんの合意を得てあれしていったらどうですか。

(松野豊委員長) 一通り御意見を聞きます。

(田中美恵子委員) 正副委員長、それから正副議長のこのことについて、2時間の会議に3時間の打ち合わせ、その時間を使ってやってくださったことと、それからそれはあれですよ。この前早稲田大学のそれは一応決まっていたよ。だから、そのことについて共産党さんも、そのときにそういう話があったのですから、その加藤さんのことも、その打ち合わせ期間とか、そういうときにもうちょっと早く出したらどうかと思うのですけれども。

(乾紳一郎委員) 高橋さんが言ったように、要するにそのところを確認して、それで私はそれを確認されたこととして持ち帰って、私もこの話が今日こんな主題になるとは思わなかったのです。要するに前回やった盛り込みたい条項の中味に入るべきではないかなと思っていたものだから……

(松野豊委員長) だから、ここがクリアにならないと前に進めないわけです。

乾紳一郎委員 大体そういう中身だということは、今日の特別委員会の中身については報告をして話します。

(田中人実委員) あえて正副委員長にちょっと苦言を呈しますが、議会基本条例はそれぞれ全国でその土地の風土というものがあるのですよ。流山に適したのをつくれればいいのであって、殊さら全国にアピールするとか、専門的知見を使ったからどうか、そこに視点がいってしまうと、こういう短期間の中でどんどん次々に新しい課題を決めなければならないのだから、やっぱり振り返ってしていかないと。ただ新しければいいやと、そうではないと思うのです。ちゃんと地に足をつけたものがベースでなければだめだし、その辺の物事の決め方が性急過ぎるという感は否めないのですよ、私の目から見ても。若くて突っ走るのわかりますよ。ついていきますけれども、その辺の手續、段取りというものやっぱり丁寧にやっていかなければなど。

(乾紳一郎委員) 委員長、副委員長のところで十分いろいろ準備されているのはわかるので、そういう意味で言うと、それを合意という形にしてあげたい気持ちもあるのだけれども、でもやっぱりここが本番だから。この会議が本番だから、やっぱり私としては、

私たちの意見、あるいは提案も含めてするように引き続き努力したいと思います。

(松野豊委員長)ありがとうございます。ちょっと突っ走るぐらいが私の存在意義だと思いますので、若手代表として。御指摘ありがとうございます。次回の日程は最後に決めるとして……では、後で決めます。5月中にやってしまったほうがいいような気もしますが、後ほど決めます。

いずれにしても、もう一回整理すると、一応いろいろ調べた結果なので、決して別に偏って選定をしたつもりはないので、もう一度いずれにしても持ち帰っていただいて、もう一つは、第100条の第2項、専門的知見の議員提案でいくと、入札はできないので、具体的な発注先を議案に記さなければいけないということも含めて、マニフェスト研究所でよろしいかどうかを次回の会合で決めたいと思います。偏りがあってはいけないので、今乾委員から御指摘があった自治体問題研究所の加藤さん、以外もあるかもしれませんが、については、専門的知見の活用という手段とはちょっと変えて、議員研修会の講師で呼び出すとか、その辺はちょっとまだ今後議論だと思いますが、当然ほかの方々も、あるいは高橋委員から御提案のあった、早稲田大学マニフェスト研究所を通じて加藤さんにコンタクトをしていただいて、もしこれが6月議会で全会一致で通れば、6月の後半以降の打ち合わせには毎回マニフェスト研究所の研究員にここに同席をしていただくという形になりますので、その中で、6月以降の議論の中で、では加藤先生を呼べないかなという話も含めて相談をしていくという理解でよろしいでしょうか。加藤先生に限らずですけども、ということよろしいですか。専門的知見をマニフェスト研究所にするかどうかというのは、ほかのところも十分議論した上で、ここが一番ベストではないかということで御提案しているということで、御理解をいただければと思います。ちょっと長くなりましたが、ここが一番大事だと思ったので、時間をとらせていただきました。

3時まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時03分

(松野豊委員長)休憩前に引き続き会議を再開します。

冒頭この特別委員会をつくった折に毎回の会議は2時間できちんと集中して行うという、そういう取り決めをしていますので、10分ぐらいおくれましたが、3時40分までには終わりたいと思います。もしかすると、今日は御議論いただく内容が非常に多いので、

この次第が全部終わらないかもしれませんが、先ほどございましたように、5月中にもう一回特別委員会をやりましょうという方向性が出ておりますので、今日の次第が全部終わらない場合は次回に持ち越しということによろしいでしょうか、3時40分になったら時間で切るということで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議事項2について

(松野豊委員長) それでは、(2) 議会シンポジウム(案)についてです。これも正副委員長と事務局で事前に協議をして、あくまでも案ですが、皆さんに議論していただきかけたので、案として上げました。これも御協議いただければと思います。これは、年間スケジュール表のこのちょうど10月の報告会、第1回シンポジウム報告会、講演などというところの内容です。前回も若干御議論をいただいていたのですが、皆さんの御意見をもとにしながら正副委員長案をつくってみましたので、御意見いただければと思います。簡単に御説明申し上げます。

目的、つまりこの議会報告会、シンポジウムというのを何のためにやるのかということ、これも案でございますが、何のためにやるかということ、議会基本条例について市民の皆さんに認知してもらおうと。それから、我々特別委員会は毎回議論していますので、ある程度この議会基本条例に対する必要性とか知識というのを理解していますが、流山市議会、我々も含めて28名の議員がいますので、28名の議員全員の問題意識を上げると。このシンポジウムをやった結果、矢印で示していますが、やっぱり議会基本条例つくったほうがいいねというのは、現職の議員もそうですし、そのシンポジウムにお越しいただいた市民の方々にも、議会基本条例というのはちゃんとつくっていったほうがいいねというふうに思ってもらえればいいかなというのが目的、ゴール設定でございます。このシンポジウムの対象は、市民の方々でしょうと。

それから、参加者というのはゲストという意味の参加者ですが、パネルディスカッション方式でできたらいいのかなということを考えまして、北川先生、それから井崎市長、それから馬場議長にパネリストになっていただいて、その他以下候補者より1名ということで候補を挙げました。栗山町の橋場議長、三重県議会の岩名議長、それから北海学園の神原先生、それから飯田市議会の上澤議長、それから大森先生ほかというふうにしてありますが、あくまでも案ですので、一応候補者として、こんなところの方々をもう一名で4名でパネルディスカッションをしていただいたらと。議会基本条例に関して、最新事例の報告等、パネルディスカッションをしていただいたらいいのかなというふうに考えておりま

す。

日程は、会場のあき状況及び、ゲスト候補者というのは、この下に挙げた方ではなくて北川先生です。北川先生の調整可能なスケジュール、それから市長のほうは秘書課に予定を確認しました。それから、馬場議長のほうは事務局に確認をしまして、この3人のスケジュールと、それから場所は生涯学習センター、これも案ですが、生涯学習センターで、ホールがあいている日等々を全部調整してみた結果、10月、11月の土日ないしは祭日ということである調整してみた結果、現状ではこの10月4日の土曜日しか会場も含めて予定が合う日がなかったので、10月4日土曜日というふうにしております。時間帯は、開場が1時で、1時半から16時半までというふうに案として挙げました。これについては、皆さんの御意見、あるいはパネルディスカッションでいいのかとか、場所は生涯学習センターでいいのかとか、時間帯はこれでいいのかとか、土日ではなくて平日のほうがいいのではないかとか、目的をもうちょっと広げたほうがいいのではないかとか、角度を変えたほうがいいのではないかとか、御自由に御意見をいただければと思います。

(戸部源房委員) 10月4日ということで、市民が対象ですよね。それで、ちょっとお聞きしたいのだけれども、どういう規模でということがありますよね。生涯学習センターだと大体300だよね。300でいいのかというような問題もあるけれども、そこら辺どうですかね。

(松野豊委員長) その動員人数についても、この委員会でも若干議論を前回したような記憶があるのですが、正副委員長でも議論をしまして、例えばごみの有料化とか、そういう比較的市民の生活に直接かかわって興味のあることであれば、文化会館の大ホール、800名、900名入りますから、そこでやるということもありだと思っておりますが、我々事前にした議論の過程の中では、現実的に考えて、議会基本条例だと300人ぐらいが適当なのではないかということで生涯学習センター。これは、第2回だったと思うのですが、4月17日の中でも若干皆さんとの意見交換もあって、それぐらいが適当ではないかという御意見もいただいていたので、300人ぐらいかなというふうに思っています。

(戸部源房委員) それで、実は、やっぱり議会改革だから、議員というのはこういうふうに行っているのだということで、やるとしたら、私の後援会でも大分集まります。ただ、どういう形でやるのかという問題もあるのです。市民全体に広くやるのか、あるいは後援会、どういう対象をやっていくのか、そこら辺によっても違って来るのだよね。だから、私は新しく市民の方も参加してもらいたいし、また後援会の人もある程度参加して、議会はこういうふうに行っているのだよと、そういうふうに行用させた場合、もうちょっ

と大きくてもいいのではないかなと、そういうふうに思っているのだけれども。

(酒井睦夫委員) 10月4日ですと、原案的なものが出ていますよね、条例の。そうすると、その原案を見て、市民の人が自分で意見を言いたいという人も出るでしょうから、パネラーというか、パネリストというか、壇上上がる中に市民代表は要らないのかなと。私の質問ですけれども、まとめて全部言ってしまうと、そのパネリストのメンバーに市民代表が必要ないかどうかということと、それから人数は、戸部さんの後援会って、戸部さんがパネリストに出れば戸部さんの後援会から30人ぐらい集まりますけれども、そんなに集まりませんよ、これは。だから、300人がちょうどいいのではないかと僕は思いますけれども。

(田中人実委員) このパネリストの中に、もし共産党さんがそういう希望があれば...先ほど出たね。それと、栗山町とか三重県議会とか、それぞれの議長さん呼ぶでしょう。呼ぶというふうに仮定していますけれども、私はこれは必要ないと思います。というのは、先ほど言ったように、それぞれの議会の経過があるから、参考にはなるかもしれないけれども、この場には必要ないと、そういう考えです。

(松野豊委員長) ほかに御意見いかがですか。ちょっと今議論がいろいろ出ていますけれども、パネリストの件と動員人数はどうだと。

(乾紳一郎委員) この議題そのものが何か先の話をしているようなところがあって、それでパネリストについては学識経験の人が1人いればいいと。重ねている必要はないということです。それと、私もやっぱり市民の方に、代表というのは無理ですけれども、こちらからお願いして、これは御本人の意思がありますから、あれですけれども、今日も熱心に傍聴されている方もいますので、市民の方からも1人、議会基本条例についてどういう感想を持っておられるのかというのを意見を出していただければなと思います。場所については、やはり300人規模でいいのではないかなと。そんなに望んでもなかなか難しいと思いますので。

(松野豊委員長) 28人議員いるわけですから、1人10人連れてくれば280人ですから、そんなところが妥当かなと。戸部さんは、1人で50人ぐらい引っ張ってこれると思うのですけれども。

(伊藤寛委員) 今市民の方のパネリスト参加というふうなお話があったのですが、皆さんがどういうふうにと選考するかでまたいろいろ悩むと思うので、私は1回目だから要らないのではないかと思います。この後市民参加のいろいろあると思いますので、そういう中ではみんなが共通理解できた段階で出てもらったほうが脱線ゲームしないで済むので

はないかなと思います。

〔何事が呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長)では、会場は300人で、パネリストはまた次回までの宿題とさせていただいて、市民の代表に出ていただいたほうがいいのではないかと御意見と、あと委員長が出るという御意見と、学識経験者は2名一緒にしないほうがいいのではないかと御意見と、あと他自治体の議長は呼ばなくてもいいのではないかと御意見をいただきましたけれども、市民の人も今回は必要ないのではないかと御意見もありましたので、ちょっとそこを踏まえた上でもう一度練らせていただいて、次回もう一度御提示をさせていただくということによろしいですか。会場を予約しないといけませんので、場所と日程だけはこれで御了承いただきたいのですが。

〔何事が呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長)あいているということだけ確認しているのです。まだ押さえていないです。というのは、皆さんに合意もらわないと押さえられないので。

〔何事が呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長)では、北川先生と井崎市長と馬場議長というのと、あとプラスアルファはちょっと検討で置いておいて、10月4日で、午後1時半から6時半で、生涯学習センターというのは御了承いただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

協議事項3について

(松野豊委員長)では、異議なしということで、これで押さえます。

では、(3)です。市民との意見交換会(案)です。つまり、年間スケジュール表(案)で出している、今第1回のシンポジウムは大体御了承いただきましたので、この2、3、4回、何回やるかということについても、これも前回の皆さんの御意見を踏まえながら、正副委員長でゴールデンウイーク前に一度、先ほどちょっと出ていましたが、3時間かけていろいろ議論をしました。これの市民意見交換会を何でやるのだというところの目的は、議会基本条例のたたき台について市民の方と意見交換をしましょうと。その報告会をやった結果、参加者から、今日はよい議論ができた、あるいはよい意見が聞けた、議会も頑張っているというような御感想がアンケートから出てきたらいいなというゴール設定をしました。まだあくまでも案としてですが、これも対象は市民です。参加者は、特別委員会の委員、この9名全員と、あと地区ごとに、これも案ですが、仮案として、地区ごとの議員で地区割りにしてみました。その地区割りの資料は、別途皆さんにお配りしておりま

す資料の別紙 を御参照いただければと思います。日程は、10月、11月の土日のいずれかの午後1時半開場、2時スタート、4時までというふうに案として考えました。当初の年間スケジュール(案)だと、シンポジウムも含めて全部で4回というふうにこの年間スケジュールではなっていますが、正副委員長として事前に協議した案としては2回、シンポジウムも入れると3回という案にしました。前回の第2回の議論の中では、もっと数を増やしたほうがいいのではないかと、8回ぐらいやったほうがいいのではないかと、4回ぐらいでいいのではないかと、いろんな委員の方の御意見が出ていたのですが、10月の初旬にシンポジウムを1回やって、現実的に考えると、この2カ月の間で8回やると毎週やらなくてはいけなくなるので、現実的にできるかというところも議論しながら、シンポジウムを入れて全部で3回ぐらいかなと。現実的に考えると3回ぐらいかなという議論を正副委員長で事前にさせていただいたのと、とはいえより多くの市民の方の声は聞きたいので、それについては、これも案ですが、各会派ごとでそれぞれ個別に市民の方の意見を伺ったり後援者の方の意見を吸い上げていただく形で何とかフォローいただけないかなということで、2回という案で御提示をしています。北部、中部地区で1回、南部、東部地区で各1回と。場所もあくまでも案です。案ですが、北部、中部地区は初石公民館かりサイクルプラザかなと。南部、東部地区は南流山センターか生涯学習センターかなというふうに思っております。

地区割りについては、先ほど冒頭に資料をお配りしたときにお話ししましたが、酒井委員の地区割りが間違っておりました。北部、中部にしてください。全体的に見ると、北部、中部地区が12名で、南部、東部地区が16名ですから、大体同じぐらいの人数かなと。それにさらに、特別委員会の委員9名は北部、中部のほうにも南部、東部のほうにも毎回御出席をしていただくということを前提とした場合に、17名の20名ですから、ほぼ大体平たくなるかなと。議員の参加人数としては平たくなるかなというふうに考えました。御意見いただければと思います。

(田中人実委員) どういう形にするか、内容は別として、正副委員長から出された案で私はいいと思います。詳細は後で議論するとしてね。

(乾紳一郎委員) 私もこの2つのブロックに分けて各1回ずつという形と、議員の対応についてはこれでいいと思います。あとは、会場確保の問題があるから、これは早目に決めたほうがいいのかなと思います。私の意見としては、南部は生涯学習センターが1回あるから、南流山センターのほうがいいかもしれないですね。

(松野豊委員長) これちょっと動員人数目標みたいの決めていないのですけれども、南

流山センターですよね。100 ぐらいの部屋はなかったでしたっけ。

〔何事が呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長) これも大体の動員人数目標みたいなものはある程度決めておいたほうがいいと思うのですけれども、このボードで決めてしまっているのかなのです、1つは。全員かわることなので、このボードというか、特別委員会で……持ち帰ったほうがいいですか。こちら会場を押さえる関係があるのですけれども、次回……

(戸部源房委員) 私も委員長、副委員長案でいいと思います。ただ、会場については、これは相手のあれがあるので、なるべく早目に押さえて、それで連絡を受ければうちのほうも動員もするし、ある程度詰まらないとしようがないよね。だから、そういうことだよ。南流山センター、生涯学習センター、どちらでもいいけれども、そこら辺ひとつお願いします。

(伊藤實委員) 計画そのものはこれでいいと思います。ただ、北部、中部地区なのですが、初石公民館かりサイクルプラザということで、どっちもどっちなのですよね。リサイクルセンターというのは田んぼの中にあるわけで、駐車場はあるのだけれども、集まりにくい。初石公民館は、車 10 台ぐらいしか置けません。ただ、駅から近いけれども、北部というよりも中部だよ。だから、考えてみれば、本当は北部公民館のほうがいいのかもたすきで難しいと。

(松野豊委員長) だから、150 ぐらい。シンポジウムが 300 人で、もちろんこれは持ち帰りも含めてですけれども、特別委員会の中のあれとしては大体 150 ぐらいの箱があればいいかなという感覚でいいですか、共通認識として。中身は後で議論していきますけれども、恐らく報告会の目的は、市民の方との意見交換が目的ですから、多分座談会的なものも含めて、それは後々議論でいいのですけれども、まだ先でいいのですけれども、余り人数を集めることよりも、むしろ少人数でもいいから座談会で座組みして、議員さんと市民の方が直接いろいろやりとりできるやり方とかも考えたほうがいいことを考えると、150 人ぐらいが妥当なのかなという気もしますので、大体それぐらいの感じで、場所は、後ほど特別委員会が終わったら、今日時点でのあき状況はちょっと事務局に協力してもらって確認をしてみますので、とりあえず今日のところは、北部、中部地区は初石公民館かりサイクルプラザか北部公民館であき状況を確認して、南部、東部地区は南流山センターか生涯学習センターであき状況を確認しておくことよろしいですか。だから、余り一本に決めずに、第 1 候補は北部公民館にしますけれども、あいていなければ初石公民館、そこもだめならリサイクルプラザという順番でいいですか、優先順位として。

(田中人実委員) 内容は後日といいながら一言だけ。それは、自分の後援会とか関係者を動員すれば簡単ですけども、常日ごろ接していますから、議員に対する質問も遠慮をされる場合もあるし、基本的にはよく情報発信をして、いわゆる一般市民の興味ある方が来てもらえるというようなことにしないと、あえてきつい意見ももらわないとあれだと思えます。

(松野豊委員長) その辺もちょっと今後議論していかないといけないのですが、議会報で広報するとか、あるいは市の広報にも御協力を仰いで広報してもらおうとか、ホームページ、ウェブサイト上でやるとか、あと6月の補正が上がってきてからでないかと審議に余りそぐわないですけども、一応その特別委員会の補正案の中には、シンポジウムの分に関してはチラシの印刷代みたいなものも一応案として予算申請しているので、その辺は走りながら……

(高橋ミツ子委員) 北部と南部というか、この集会の件ですけども、さっきから後援会とか支持者とかって言うけれども、この場合は一般市民に呼びかけるという立場でないと。人が集まらないからとかというのではなくて、一般市民に公平に呼びかけるのがこの会であって、もう一つ猶予があるのが、会派とか個人でやるとか、その意見聴取すると。参考意見でも何でもいいわね。そういうふうに分けないと、今言っている300人だとか150人とかというのは、それは私だったら私の後援会とか、例えば共産党さんとか、もともとが会派を離れて議会基本条例をみんなでつくろうと言っているのだから、この呼びかけにはあくまでも市民と。多くの方に寄ってもらえるために声かけをします。そうしないと、何か支持者とか後援会とかという会話になっているから、人が集まらないとかというのはあるけれども、それはそれとして基本的にはきちんとやってもらいたいと思います。でないと派閥みたいでおかしくなってしまう。

(松野豊委員長) 大事な議論だと思うので、もう一度戻ると、レジユメに書かせていただきましたけれども、意見交換会の目的は議会基本条例のたたき台について市民の方と意見交換するということですから、より多くのというふうに入れてもいいかもしれませんが、ここは要議論ですけども、僕はだれでもいいと思っています。だから、後援会を呼んでもいいし、一般の市民の人にも広く呼びかけなければいけないし、余りそこはすみ分けせずに集めていいのではないかなと。これは個人的なあれですけども、会派でやってきましたが、集まりませんから、本当に。150人集まったら奇跡ですよ。広くやらないと本当に集まらないので、それは次回にということで、とりあえずもう一回確認しますと、ちょっと前後しますが、(2)のシンポジウムについては、北川先生と井崎市長と馬場議長

までは御了承いただいて、10月4日の土曜日、生涯学習センターということで、早速今議会事務局のほうで仮押さえをしていただきましたので、10月4日の土曜日午前10時から午後5時まで仮押さえをしておりますので、生涯学習センターは直接申し込みにかかないといけないので、後で行ってまいります、窓口に。

3番の報告会については、やるということ、それから目的については皆さんに御了承いただいたと。時期についても10月、11月の土日のいずれかの午後、この時間帯についても御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(酒井睦夫委員) ちょっと検討していただきたいのは、今ふと思い出したのだけれども、どこかの自治体でこういうことをやるときに自分の出身地でないところに行って説明しているというのがあったのです、議員が。だから、南部のほうの議員が北部公民館でやってもらうとか、そういう振れ込みしてやったほうがいいと。やった自治体がありましたので。

(松野豊委員長) わかりました。議論しましょう。まだあと5分ありますから。

(田中人実委員) それより10月4日にシンポジウムやるでしょう。この2回の報告会をいつ。例えば土日のいずれかではだめですよ。だから、最初シンポジウムやった後、市民報告会を2週間後に北部まずやる、それから南部やるときには、1週間あけたほうがいいのか、1回目の反省も踏まえて2週間後にやったほうがいいのか、それだけあと5分あるから聞きます。

(松野豊委員長) わかりました。

これ10月のカレンダーなのですが、4日が先ほど決まったシンポジウムです。今の田中委員の御提案でいけば、2週間ぐらいあけるとすれば、北部になるのが南部になるのかですが、10月25日、それから11月がこれですが、今確認していただけるみたいなので、でも大体当たりつけないといけない。10月、11月で北部公民館と南流山センター……予定入れられなくなってしまうよな。

(戸部源房委員) 予約まだとれないと思うのだけれども、10月4日がシンポジウムやるよな。それで、市民の意見とかいろいろな反応を聞いて2週間後の18日にやると。それから2週間とって……だから11月。

(松野豊委員長) 2週間あけたらどうかと思っているのですけれども、10月25日を2回にしたほうがいいと思っているのは、ちょっと時間過ぎてしまって済みませんけれども、アンケートをとりたいたいですよ。アンケートをとって、アンケートの集計をちょっとしようかなと思っていて、それが1週間ではできないと。

(戸部源房委員) 問題は、全体のあれというのは一番最後のときにまとめてやればいいと思うのです。だから、第1回目アンケートをとって、あるいはいろんな意見を聞いて、ではこの次どういうふうにするか。市民の意見も入れるということがあるから、その間にまとめの会議をやっておかなければしょうがない。そういう意味では、2週間ずつあけていったほうがいいのではないかと、私はそういうふうに思うのだけれども、市民の意見もなるべく加えて、きちんきちんとやっつけていこうと。

〔日程調整〕

(松野豊委員長) では、もう一度確認をします。

10月4日がシンポジウムで、生涯学習センターで、会場は午前10時から17時までの間で押さえました。皆さんには、代表者会議を通じて御報告をしますけれども、11月に現地に集合いただくということをお願いしたいと思います。

報告会の1回目は、南部、東部地域で10月25日に南流山センターをこれから押さえます。こちらと同じく、開場は1時半で開始が2時ですが、2時間前でいいですかね、報告会は。次に、北部のほうが11月15日、北部公民館で13時半から16時ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長) 最後になりますが.....

(高橋ミツ子委員) 公共施設の利用の中で、午前の部、例えば9時から12時で切って、12時から5時まで、5時から夜の部という借り方があるので、11時からというと午前の部がふさがってしまうのです。というのは、施設利用で私たち予約するときに非常に気を使うのは、2時だったら12時とやってあげたほうが、使い方として、11時ではちょっとあれだし、余裕があるのだったら、2時からだったら、その辺はお昼から借用でいいかなと、そういう配慮も必要だと思います。

(松野豊委員長) では、南流山センターと北部公民館についてはお昼から押さえるようにします。12時から5時まで、13時、5時というくりかもしれませんが、とにかく午後の部だけ押さえるようにします。ただ、シンポジウムについては御理解ください。人数も多いですし、ゲストも結構来るので、その辺の控室の問題とかがあるので、御理解いただければと思います。

最後になりますが、次回の日程を決めておきたいのですが、5月26日に全員協議会方式の議案説明会が1時からありますので、その後、大体毎回3時から3時半には終わると思いますので、その全協終了後に特別委員会を開催して、専門的知見の活用について乾委

員のほうからちょっと御報告をいただきながら、議案の案文をちょっと。そんなに難しく
ない。ひな形があるので、議案の案文を皆さんで作成したいと思いますが、26日によろ
しいでしょうか。

〔何事が呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長) 要は、次やらなければいけないのは、6月議会に議案で上げたいので
議会前にという話だったので、専門的知見と、あとさっき乾委員がおっしゃっていたこれ
を少し意見を言い合うというくらいなのですよ。中身まで入っていってしまうと……専門
的知見のサポーターが来てからのほうがこの中身の議論はいいかなというふうに考えて
います。だから、次は6月議会終了後のほうでめっこりやっていったほうが全体の流れか
らといういい気がするのです。その議案のことだけで言えばですよ。専門的知見のことだ
けで、ほかのことがなければですけども。

(乾紳一郎委員) この前、結局会派で出して、僕なんかこういう理由だからってやっ
たけれども、やっていない会派もあるから、なぜこれを提案したか、それはやっておかな
いと。でないと、議員が中心なのだから……

〔何事が呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長) では、2時間でやりましょう。

(伊藤實委員) 9時半からいきましょう。

〔何事が呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長) では、26日の9時半、10時半に次回は開催したいと思います。

ちょっと時間が押してしまったので、その他を聞いていませんが、よろしいですか、
今日は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(松野豊委員長) では、長時間にわたりどうもありがとうございました。

以上で議会基本条例策定特別委員会を終了します。

閉会 午後 3時54分